

2022年3月29日

社員の皆様へ

株式会社福祉の街
代表取締役 大島亮作

2022年度介護職員処遇改善加算について

1. 処遇改善加算に対する考え方

在宅の施設化～地域包括ケアシステムの推進へ向けての取り組みに応え、処遇改善加算Ⅰを申請し、以下の通り支給することとする。

- ② 「職員の生活の安定と向上」に支給。 ⇒ 昇給分に充当
- ③ 「中重度化、より高い専門性への重点配分」に支給。 ⇒ 各種手当
- ④ 「頑張った成果」に支給。 ⇒ 一時金（上記の①②を除いた金額）を年3回支給する。
- ④ 上記に伴う法定福利費として

2. 対象期間

2022年4月～2023年3月に実施したサービスが対象となる。

3. 対象サービス及び加算率

介護保険サービス	訪問介護	13.7%
	(介護予防) 訪問入浴	5.8%
	通所介護 ※地域密着通所含む	5.9%
	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	10.2%
	看護小規模多機能型居宅介護	10.2%
障害福祉サービス	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	11.1%
	居宅介護	27.4%

4. 今回の処遇改善加算取得による一時金は勤務日数等に応じて、個別に違ってきます。

5. 処遇改善加算一時金の支払い方法

年3回に分けて支払う。

2022年4月サービス分～2022年7月サービス分までを2022年10月15日に、

2022年8月サービス分～2022年11月サービス分までを2023年2月15日に、

それぞれの暫定額を、

2022年12月サービス分～2023年3月サービス分までを2023年6月15日に

正確な確定額を支払う。

6. 対象者

対象サービスに対象期間中従事し、支給日現在在籍する介護職員。

以上